

酒 税

8 酒 税

利用上の注意

この章は、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間に製造場から移出された酒類について、平成 14 年 4 月 30 日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分を 1 度以上含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により 10 種類、11 品目に分類される。

種類は、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

< 酒類の税率（抜粋） >

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1kl 当たり）

1 清 酒	アルコール分 15 度		140,500 円	
2 合 成 清 酒	アルコール分 15 度	..	79,300 円	
3 しょうちゅう	アルコール分 25 度		248,100 円	
4 みりん	.. アルコール分 13.5 度	..	21,600 円	
5 ビール	222,000 円	
6 果 実 酒 類	果実酒	..	56,500 円	
	甘味果実酒	・アルコール分 12 度・	98,600 円	
7 ウィスキー類	アルコール分 40 度	..	409,000 円	
8 スピリッツ類	アルコール分 37 度	..	367,188 円	
9 リキュール類	アルコール分 12 度	..	119,088 円	
10 雑 酒	発泡酒	麦芽の使用割合 50%以上	..	222,000 円
		麦芽の使用割合 50%未満 25%以上	152,700 円
		その他	..	105,000 円
	粉末酒	320,500 円
	その他の雑酒	その性状がみりに類似するものアルコール分 13.5 度	..	21,600 円
	その他のもの	.. アルコール分 12 度	98,600 円	

(注) 1 発泡酒については、租税特別措置法第 87 条の 4 による税率である。

2 印を付した酒類の税率については、租税特別措置法第 87 条の 3 により上記と異なる税率が適用される場合がある。(平成 13 年 5 月 1 日以降適用)

酒 税

8 酒 税

次の表に掲げる酒類でアルコール分が 13 度未満（リキュール類は 12 度未満）のものに対する 1kl 当たりの税率は、同表の区分に従い、次の算式により計算した金額である。

酒 類		基準アルコール分	基 準 税 率
種 類	品 目		
しょうちゅう		25 度	248,100 円
果 実 酒 類	果 実 類	12	56,500 円
	甘味果実酒	12	98,600 円
ウイスキー類		40	409,000 円
スピリッツ類	スピリッツ	37	367,188 円
リキュール類		12	119,088 円
雑 酒	その他の雑酒 22 条第 1 項第 10 号八 (2)に掲げる酒類に該当 するものに限る	12	98,600 円

印を付した果実酒類及び雑酒（その他の雑酒（その他のもの））は、発泡性を有するものに限る。

〔算式〕

$$\text{当該酒類に対する税率} = \frac{\text{当該酒類の基準税率}}{\text{当該酒類の基準アルコール分}} \times \text{当該酒類のアルコール分の度数}$$

（アルコール分が 8 度未満の場合には 8 度）